

その観音は同郡観法寺のものと同作で、長け五尺あると記する。↓コウゼン 興禪寺。

ユベシ 柚餅子 鳳至郡輪島の名物。丸柚餅子と長柚餅子とがある。丸柚餅子は、秋季に柚子の中を抉り出し、外皮を極めて薄く残し、その中に道明寺粉(糯米を蒸し干したるを粉にしたもの)に砂糖・唐辛子・醬油・味噌等を混じて煉りたるを半分位詰めて蒸籠でふかしたものである。その新らしきは苦味食ふに堪へざるも、半年許を経れば甘味となり、四五年を保存し得べく、固くなれば蒸し直して用ひる。又長柚子は、柚子の皮を塩蔵し、隨時に糯米の粉を混じ蒸して竿状にしたもので、これは直に食することを得る。

ユミトリガハ 弓取川 ヨモトリガワ 石川郡犀川より分水し、割出・直江を経て大野川に入る。

ユミナカ 弓中 ナカ 鳳至郡河原田郷大野(今西大野)の内の小字。

ユミナミ 弓波 江沼郡那谷谷に屬する部落。忌浪郷の本郷で、古名はイミナミであつたらう。文明八年の廻國雜記に、『しき地いみなみ打過て、いぶり橋とてあやうくいぶせき橋に行かゝりぬ。』とある。

ユミノハラシヤ 弓ノ原社 ↓ユノハラシヤ 弓原社。

ユミノモノ 弓之者 ↓アシガル 足輕。

ユミヒロタケ 由美弘毅 通稱虎毛。東野と號した。希賢の子。十二三歳にして詩を能くし、教に應じて藩侯に上つたもの數十首、皆閑雅老熟、人にて父の代り作る所とした程であつた。寶曆十二年五月朔日仕へて新番に列し、明和三年正月十五日十八歳を以て歿した。

ユミマレカタ 由美希賢 通稱彌次郎。一の名は澄、字は子善。原泉・混々齋又は水哉堂と號した。鎮西の人。延享二年前田宗辰徵して文學とし、二百石を興へた。希賢幼より貝原益軒に學び、後徂徠に従ひ、儒道の暇浮屠老莊から陰陽理説の類に至るまで涉獵せぬことなく、伊藤東涯・物徂徠・服部南郭等皆之を推賞する所であつた。しかし人の下風に立つを欲せず、藩儒の講説の非を聴けば之を面折し、箝口せしめねば止まなかつた。明和六年十一月前田重教不破・俊明に命じて冬至の詩を賦せしめたが、俊明七律一篇を賦して之を上つた。曰く『淑景知從北陸通。朝施春令一氣惹々。魯雲夕結崇臺上。舜瑄晨播縹室中。一線女紅含日晷。五花紋履賀公宮。雪飄休入詞臣袋。賜簡相如詩未工。』と。重教乃ち之を希賢に示し、作者の名を言はずして詩の善惡を問うた。希賢曰くこれ古詩中に見る所と。重教怪しんで何れの書にあるかを問うたが、希賢は唐詩類苑の中に在ると應へた。俊明乃ち唐詩類苑を東都に求めて之を検するに、固より希賢が強記を誇らんが爲虚偽を述べたに過ぎなかつたから、重教の大に詰責する所となり、遂にその非を蔽はんとして一書肆を引いて黨となし、俊明の詩を己の所藏する類苑中に摺入して板行せしめた。是に至つて重教は翌七年二月六日その祿を褫うて之を逐うた。希賢時に年七十四。詩語格・相生字考・消息活套目錄・篇集雜記・由美希賢詩集等がある。

ユミヤブギヨウ 弓矢奉行 承應二年塚本庄兵衛が御弓矢奉行を命ぜられたのがその始

であらう。寛文三年福岡甚左衛門・山口七左衛門、十二年大島與左衛門、その後島田十兵衛が命ぜられ、寶曆九年富田庄太夫の命ぜられてから連綿した。員數は四人で、享保頃には三人の事もあつた。藩有の弓矢を管するものである。

ユメチノタドリ 夢路のたどり 一冊。加賀藩の御料理人大友才三郎が料理のことを書いたもの。本文には庖丁の大意、大友可親誌とある。

ユメノアト ゆめのあと 一冊。金澤の俳人車大著。希因五十年忌に當つて追悼の爲にしたもので、附合數巻及び手向の發句の外、四季の句集である。寛政九丁巳七月關更の序及び暮柳舎二世後川の序と、希也(後川の子)の跋とがある。京勝田吉兵衛板。

ユヤガハラ 湯谷ヶ原 イヤガハラ 河北郡金浦郷に屬する部落。この地に微温の泉が涌く故に名づけたといふ。

ユリノシユウ 百合野集 三冊。伊勢の俳人幾曉著。京井簡屋庄兵衛・東武辻村五兵衛等板。幾曉は寛延元年十月伊勢山田を發し、越前を經、加賀大聖寺・山中・那谷・小松・本吉・松任に滯杖し、その金澤に入つたのは二年六月十八日であつた。その後八月五日更にこの地を出で、津幡・能登一宮・富木・輪島・曾々木・飯田・正院・眞脇・宇出津・鶴川・中居・所口を經、石動山より越中に入り、三年正月また津幡から金澤に來つて、三月十八日龍國寺に麥林の十三回忌を登んだことなどが記されてゐる。

ユルギヤマ 動山 能美郡茗荷谷部落の東に在る山。高さ六〇四米。地質第三紀層。

ユワク 湯涌 石川郡湯涌郷に屬する部落。温泉あるを以て邑名を得た。

ユワクオンセン 湯涌温泉 石川郡湯涌に在る。開湯の初は不明であるが、寶曆三年十村田井村二郎吉の書上に、『石川郡湯涌村湯役銀上初、年號相知不申候。明曆二年三月定小物成取立帳面・御印にも被成下、小松に而私親五兵衛に被仰付候帳面の内に、湯涌村湯役百七十二匁と御座候。唯今以其通に御座候。』とあるから、前田綱紀の初世既に營業者があつて湯税を課せられたことが知られ、寛文六年には藩費を借りて湯壺及び湯ざやを修理したといひ、元禄十三年著の草庵集に、『此湯涌の入口に古墳あり。我が祖先の何がし天正の比戰死のしるしなり。一年の秋湯治の際に尋て、昔ながらいく世男松の露しぐれ 句空』と記されるのも、亦當時開湯してゐた傍證となる。安政五年二月廿六日越中常願寺川の上流に震央を有した地震の影響を受けて、本泉の涌出口も亦一たび破壊せられたが、五月掘鑿によつて復舊し、昭和七年十一月又別に泉源を掘鑿して面目を一新した。泉質は塩類泉、無色透明無臭にして微かに鹹味を帯び、反應は弱微酸性を有し、加温すればアルカリ性となる。溫度攝氏四一度。

ユワクカブラ 湯涌蕪 石川郡湯涌の産。延寶六年の名産書上に湯涌かぶらを記し、寶曆十三年の調書にも『長蕪、湯涌村』とある。元禄十三年の草庵集に『年とりや湯涌の蕪田井の芹 句空』

ユワクゴウ 湯涌郷 石川郡及び河北郡に跨つて居た。藩政時代に石川郡では、茅原・七曲・西市瀬・下谷・白見・上原・島尾・羽場・田

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク

ユワク